

取手市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和4年5月12日
取手市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、取手市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 15ha

【目標設定の考え方】

現在、60haの遊休農地があり、今後10年間において解消に向けての取り組みを行っていくにあたり、農業委員会活動計画においても、1年間で5haの解消を目指し、改選までの3年間において解消を行っていくことを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査（農地パトロール）と農地利用意向調査の実施の徹底
- ・農家の意向を踏まえ農地貸し付けの実施（農地中間管理機構との連携）
- ・現況に応じた「非農地判断」の実施

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 30ha

【目標設定の考え方】

前年度の新規設定面積が46haあり、増減面積は2ha増となっており、今後においても新たな利用集積を進める。また、農業委員会活動計画においても、1年間で10haを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ・農地の出し手と受け手を掘り起こし担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- ・農業委員会会報により農地の貸し借り情報の提供
- ・農家の意向を踏まえ農地貸し付けの実施（農地中間管理機構との連携）

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 3経営体

【目標設定の考え方】

近年において、新規参入の実績が少ないことから、今後においても新たな参入の促進を図る。また、農業委員会活動計画においても1年間で1経営体の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員より農業者の情報収集を行い新規参入推進活動の実施
- ・新規就農相談等による参入者へ、関係機関と連携しながら推進活動の実施